

【横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会】

■評価にあたっての方針・基本的考え方(案)

方針①	今回の評価は、指定管理期間における中間評価であることから、残りの期間の業務遂行にあたって指定管理者の改善を促すような気付き・提言を与えることを目的とする。
方針②	評価項目は基本的に指定管理者選定時の選定基準・評価項目に準じるものとする。(但し「財務の健全性」など、事業者を選定する上で必要となる項目は除く)
方針③	評価基準は下記の通りシンプルに3段階とし、基本協定書や年度協定書で横浜市が要求した水準、及び指定管理者が立案した事業計画書(提案書)の達成度合いを評価する。

【評価基準】

- A :実績が計画を上回っている
 B :実績が計画通りである
 C :実績が計画を下回っている(改善が必要)

【評価に当たっての留意事項】

横浜市として要求している水準をクリアしていれば「B」評価であるため、「C」評価より「B」評価の方が望ましい一方で、「A」評価が「B」評価よりも必ずしも望ましいとは限らない。
 ※指定管理者はあくまで横浜市が要求した水準を満たすための計画を立案しているので、「A」評価の場合、指定管理者が何らかの計画外の「ムリ」をしている可能性がある。

■評価項目・評価シート(案)

No.	評価項目	評価にあたっての参照資料(※)	事務局 評価	イ 委員	ロ 委員	ハ 委員	ニ 委員	ホ 委員	評価の根拠・要改善点等
1	1.庁舎駐車場の管理運営体制・方法								
2	利用料金、供用時間	・事業計画書(A)(P.12-84) ・事業計画書(B)(P.12-91)							
3	駐車場機器の設置、利用動線	・事業計画書(A)(P.12-126) ・事業計画書(B)(P.12-135)							
4	維持管理・保守点検	・事業計画書(A)(P.12-84) ・事業計画書(B)(P.12-91)							
5	整理員、誘導員等の配置	・事業計画書(A)(P.12-84) ・事業計画書(B)(P.12-91)							
6	安全対策及び防犯対策	・事業計画書(A)(P.127-133) ・事業計画書(B)(P.136-142)							
7	緊急時等の体制と対応	・事業計画書(A)(P.3,132) ・事業計画書(B)(P.3,141)							
8	料金徴収及び減免処理	・事業計画書(A)(P.12-84) ・事業計画書(B)(P.12-91)							
9	利用者とのトラブル対策	・事業計画書(A)(P.134-136) ・事業計画書(B)(P.143-145) ・年次報告書(3.トラブル集計)							
10	利用者サービスの向上・利用促進策	・事業計画書(A)(P.137-157) ・事業計画書(B)(P.146-166)							
11	研修	・事業計画書(A)(P.158-161) ・事業計画書(B)(P.167-170)							
12	個人情報管理	・事業計画書(A)(P.162) ・事業計画書(B)(P.171)							
13	2.収支計画と最低保証額・分配額								
14	最低保証額・分配額	・事業計画書(A)(P.172-176) ・事業計画書(B)(P.181-185) ・収支予算書(事業計画書様式5-10、5-11) ・年次報告書(1.収支実績、2.利用実績) ・駐車場収支 計画実績比較							

※「駐車場収支 計画実績比較」のみ事務局にて作成。それ以外は指定管理者にて作成した資料。

総評・コメント